

第7章 環境にやさしい風土を活かした地域づくり

第1節 山から平地、まちなか、海までつながるよりよい環境づくり

1 自然・環境の保全と再生

(1) 多様な森林（もり）・緑づくり

① 現況

森林・緑は、県土を守り、清らかな水と空気を生み出し、多くの生物を育むなど、私たちの生活に「うるおい」や「やすらぎ」を与えてくれるかけがえのない県民共通の財産であり、私たちの手で大切に守り育て、次の世代にしっかりと引き継いでいくことが重要な使命です。

近年、経済の発展や社会情勢の変化に伴い、地球温暖化やオゾン層の破壊、更には、化学物質汚染など、環境問題については、地球規模での課題となっており、水源のかん養や二酸化炭素の吸収など、森林・緑の有する多面的機能が改めて見直され、その維持・増進が強く叫ばれている状況にあります。

このため、県では、平成15年度に今後の森林（もり）づくりの基本方針となる「新しい佐賀の森林（もり）づくりビジョン」を策定（平成23年度に一部見直し）し、平成16年度から「こだまの森林（もり）づくり」として具体的に数値目標等を掲げて取組を進め、現在は、平成24年度から10年間で「5万haの森林整備」と「100万本の広葉樹植栽」を行うことを目標に森林づくりを進めています。

また、平成18年度には「緑の県土づくり方針」を策定し、平坦地の緑化の推進に努めているところです。

さらに、平成20年度には「佐賀県森林環境税」を導入し、県民の森林・緑に対する意識の高揚と理解の醸成を図りながら、県民協働による多様な森林（もり）・緑づくりを推進しています。



【広葉樹植栽の状況】

○佐賀県森林環境税

http://www.pref.saga.lg.jp/web/shigoto/_1075/ns-ringyou/_32941/_14649.html

○新しい佐賀の森林づくりビジョン（Ver.2）

http://www.pref.saga.lg.jp/web/shigoto/_1075/ns-ringyou/_32941/sinrinvision.html

○こだまの森林づくり

http://www.pref.saga.lg.jp/web/shigoto/_1075/ns-ringyou/_32941/kodamanomori.html

② 対策

i. 公的管理による森林整備の推進

ほとんど手入れがされず放置された森林については、多面的機能の著しい低下や林地の崩壊などが懸念されるため、森林環境税の活用などにより、県や市町等の公的管理による整備を行いました。

また、治山事業により、荒廃した山地の復旧・整備を早期に進めました。（間伐等の森林整備の推移については、第2部第1章第1節2を参照）

ii. 針広混交林化の推進

間伐等の適切な森林整備や、複層林への誘導、広葉樹の植栽などを行いました。

表2-7-1 広葉樹植栽本数の推移

資料：森林整備課

(単位：千本)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
年度実績	96	158	194	188	176	101	85	66	87	74	92	1,317

iii. 多様な手法を活用した森林整備の促進

○ ボランティアによる森林整備

森林環境税の活用やさが緑の基金との連携などにより、森林ボランティア活動を支援し、活動の裾野の拡大を図るとともに、佐賀県立21世紀県民の森において、子どもたちが森や自然に多様な形でふれ、森林や環境への理解と関心を深める「子ども森林体験教室」や、森林学習活動及び森林ボランティアの指導などができる専門の知識と技術を持った森の案内人を養成する「森の案内人育成講座」などを開催しました。

また、平成26年11月には、かけがえのない豊かな自然を守り育て未来へ引き継いでいくという意識を高めるため、「九州北部三県みんなの森林（もり）づくり」を開催しました。

○ 企業による森林整備

平成20～22年度に、市町と企業が協働して森林の管理を行えるよう、企業へ活動フィールドの提供を行うなど市町と企業の橋渡し(コーディネート)活動を行いました。その結果、合計10件(4市1町と10企業)の協定締結に寄与し、うち8件が現在もそれぞれの市町と企業が定めた複数年の期間にわたり、継続した森林づくり活動を行っています。

元気な企業の森林づくり

http://www.pref.saga.lg.jp/web/shigoto/_1075/ns-ringyou/_32941/_21651.html

iv. 緑化の推進

○ 平坦地の緑づくり

公的な整備による取組に加え、県民自らが植栽・管理する基盤づくりの定着を図るためのモデル地区として、平成26年度は、平坦地の1地区（嬉野市）での緑づくりのワークショップを通じ、緑化計画の作成と地域住民等の参加による緑づくりの実践活動が行われました。

○ CSO等による緑づくり

平成19年3月に策定した「緑の県土づくり方針」に基づき、県民協働による平坦地の緑化を推進し、「うるおい」と「やすらぎ」のある緑豊かな環境を創造するため、森林・林業関係のイベント等におけるさかの樹の配布やCSO等が自ら企画して取り組む、自主的な緑化活動が行われました。

緑の県土づくり方針

http://www.pref.saga.lg.jp/web/shigoto/_1075/ns-ringyou/_32941/housin.html

v. 重要な森林の保全

○ 保安林の整備

森林の保全と適切な施業の実施によって、水源の涵養^{かん}や山地災害の防止など、その保安機能を確保し、特定の公共目的を達成する必要がある森林については、新たに保安林として指定しています。

また、機能の低下した保安林については、治山事業を実施し、その維持に努めています。

平成26年度末の民有林の保安林面積は、延べ32,988haで、保安林種ごとの面積は、水源涵養保安林22,769ha、土砂流出防備保安林7,036ha、防風保安林264ha、干害防備保安林134ha、保健保安林2,690ha、その他95haとなっています。

○ 松林の保全

県内における松くい虫被害量は、昭和47年度の約2万2千㎡をピークに減少しているものの、近年は、高温・少雨の影響による被害がみられ、未だ被害の終息には至っていません。このため、県では、保全すべき松林を指定し、薬剤散布による予防を図るとともに、被害にあったマツについては、被害の発生源とならないように伐倒駆除を実施しています。

また、唐津市の「虹の松原」をはじめとする特に重要な松林については、国・県・唐津市及び団体等が協力し、ヘリコプターによる薬剤散布を実施しています。

表2-7-2 松くい虫被害の推移（民有林）

資料：林業課

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
被害量(m ³)	734	470	379	493	204	257	205	143

vi. 林地開発の規制

森林法に基づき、工場・事業場の設置及び土石等の採掘、住宅団地の造成、ゴルフ場等、1 haを超える森林の開発に対しては、慎重な審査を行い所要の条件を付して許可しています。

表2-7-3 林地開発許可状況

（平成26年度末累計）

資料：森林整備課

開発の目的	面積(ha)
工場・事業用地	50.00
土石等の採掘	214.05
住宅用地	0.00
ゴルフ場等	66.33
その他	0.00
計	330.38

針広混交林化 人工林の間伐等を行い、広葉樹植栽や天然更新により広葉樹を育成した針葉樹と広葉樹の混じり合った森林に誘導すること

下刈り 植栽した木々を守るため、雑草木を刈り取ること

複層林 樹齢や樹高の異なる樹木で構成され、樹冠（樹木上部の枝葉が茂っている部分）が何層にも分かれている森林

(2) 農地の保全と活用

① 多面的機能支払

農村地域においては、過疎化・高齢化の進行や混住化による集落機能の低下や農業用施設の老朽化により、農業集落内やその周辺部における環境の悪化が問題となっています。

一方では、農村空間は、自然環境や景観の保全等の多面的機能の発揮、ゆとりや安らぎを与える場として認識されています。

このため、農業者等による組織が取り組む農地・農業用施設の維持保全活動や末端農業用施設の整備、農村環境の適切な保全などを図る活動により、地域コミュニティの再形成や、快適な農村環境を目指すこととしています。

- 活動主体： 活動組織
- 対象期間： 平成 26 年度～
- 事業概要： 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等による組織が行う、農業用施設の維持保全や末端農業用施設の整備、あるいは集落環境を保全する活動に対し支援
- 事業の効果： 農業集落内の農業用施設や農村環境が適切に保全されるとともに、地域コミュニティの再形成が図られ、快適な農村環境となります。



【水路の草刈り】



【水路の泥上げ】



【花の植栽】

② さが農村のよさ発掘・醸成事業（ふるさと「さが」水と土探検支援事業）

農村地域は食料を安定的に供給するばかりでなく、県土の保全や多面的機能の発揮など重要な役割を果たしています。しかし、近年、農家の高齢化、混住化や生活様式の多様化などにより地域活動の衰退や農村環境の悪化が懸念されています。

また、子供たちも川遊びや虫とりなど身近な農村資源を活用した遊びの機会が減少しており、ふるさとに対する関心や愛着が薄れています。

このため、小学生の親子を対象に、身近にある土地改良施設や棚田、歴史的施設等の見学や、様々な農業体験を通して、地域環境に対する理解やふるさとへの愛着を深めています。

- 対象期間： 平成 18 年度～
- 事業内容：
 - ・ 農業用施設の探検
 - ・ 田んぼ等の生き物調査
 - ・ 農業体験（田植え、稲刈り、畑作物の収穫及び収穫物の加工体験等）
 - ・ 歴史的な土地改良施設の見学・学習など



【揚水機場の見学】



【生き物調査】



【農業体験(田植え)】



【脱穀(千歯こき)体験】

- 事業の効果： 実施地区数 69 地区（平成 26 年度迄）
- ・ 農業や土地改良施設の役割やその大切さが分かった。
 - ・ 自然とふれあう機会が少ないので貴重な体験だった。
- などの声が寄せられています。

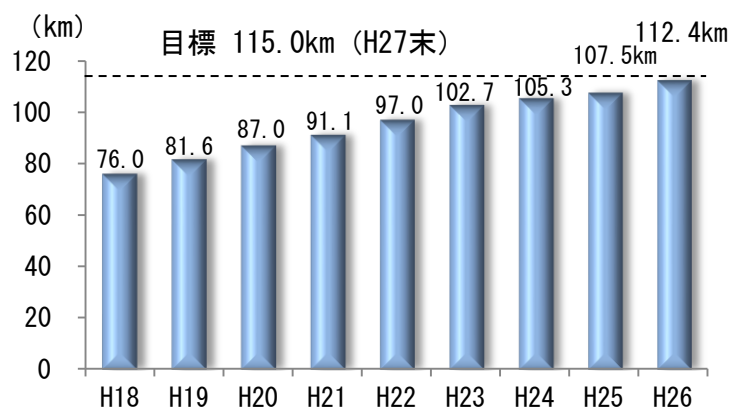
(3) 水と緑のネットワーク

① 多自然川づくり

河川改修・修繕等を行うにあたっては、洪水を安全に流下させる機能ばかりでなく、河川環境に関わる様々な社会的要請が高まっています。多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・再生するとともに、人々の暮らしや歴史・文化との調和を図る『多自然川づくり』を推進しており、平成 26 年度末における多自然川づくり整備延長は 112.4km となりました。

また、生活に潤いやゆとりある質的な豊かさを求められており、身近な魅力ある自然空間としての河川に期待が高まっています。このため、人と川との豊かなふれあいの場として、関係機関と協議しながら水辺空間の整備を図っています。

図 2-7-1 多自然川づくり整備延長 資料：河川砂防課



(4) 農地等の防災保全

① 県産間伐材等を利用したクリーク護岸の整備

佐賀平野のクリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有しています。

近年の都市化・混住化の進行により水田が埋め立てられ、以前より急激に多くの水がクリークへ流れ込むようになりましたが、クリークの多くは土水路のままであることから、クリーク法面の崩壊が急速に拡大・進行し、その復旧が追いつかない状況です。

このようなことから、国営事業の着工や県営事業のさらなる推進によるクリーク機能の早期回復が求められています。

県営事業では、森林の間伐材等を有効活用した木柵工による護岸整備に工法を見直すこととしており、事業促進と併せて、間伐材等の利用促進により森林の保全や林業の活性化にもつながるものと考えます。

平成 26 年度に護岸延長で 87km の整備が完了し、累計で 905km の整備延長となりました。また、本整備で 34,500 m³の間伐材を利用しました。

整備目標として、平成 27 年度までに国営、県営事業の護岸延長で 961km の完了、県産間伐材等の利用量について、45,300 m³の利用を目指します。



間伐材



【木柵工による護岸整備】

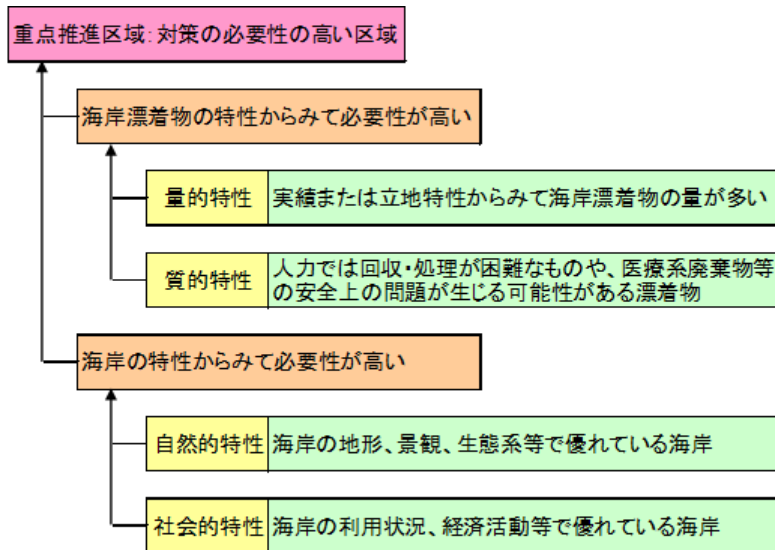
表 2-7-4 クリーク護岸の整備延長 資料：農山漁村課

年度	H22	H23	H24	H25	H26
クリーク護岸の整備延長	750km	757km	776km	818km	905km

(5) 干潟・海岸域などの保全

① 佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画

県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「海岸漂着物処理推進法（略称）」に基づく「佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画（以下、「地域計画」という。）」を平成 24 年 5 月に策定しています。



地域計画では、過去に大量の海岸漂着物が発生し、今後もその可能性が高い海岸や、良好な景観や生態系など、海岸の優れた自然環境を保全する必要性が高いと判断される海岸を「海岸漂着物対策を重点的に推進する地域」として定め、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制を推進することとしています。

2 豊かで潤いのある地域づくり

(1) 緑化の推進とゆとり空間の創造

① 公園、緑地の整備、街路樹の植栽推進

都市公園や緑地は、都市の中に緑とオープンスペースを確保し、都市で生活する人々の憩いの場、レクリエーションの場であり、都市景観をうるおいのあるものにします。

また、騒音などの公害の緩和に役立ち、災害時の避難地ともなるなど、都市の生活環境として欠かすことのできないものです。

このため、都市公園を計画的に配置し、各々の公園の持つ機能を最大限に活かすことが出来るように、整備を進めていきます。

【平成 26 年 3 月 31 日現在 一人当たり都市公園等面積 11.6 m²/人】

街路樹は、遮光や交通分離、衝撃緩和といった交通安全機能や、景観向上機能、騒音低減や大気浄化といった生活環境保全機能、緑陰形成機能、自然環境保全機能、防災機能などを有しています。

しかしながらその一方で、落ち葉の処理や害虫の発生、枝の落下や強風時の倒木などの弊害もあり、樹種や植栽箇所については慎重な対応が必要です。

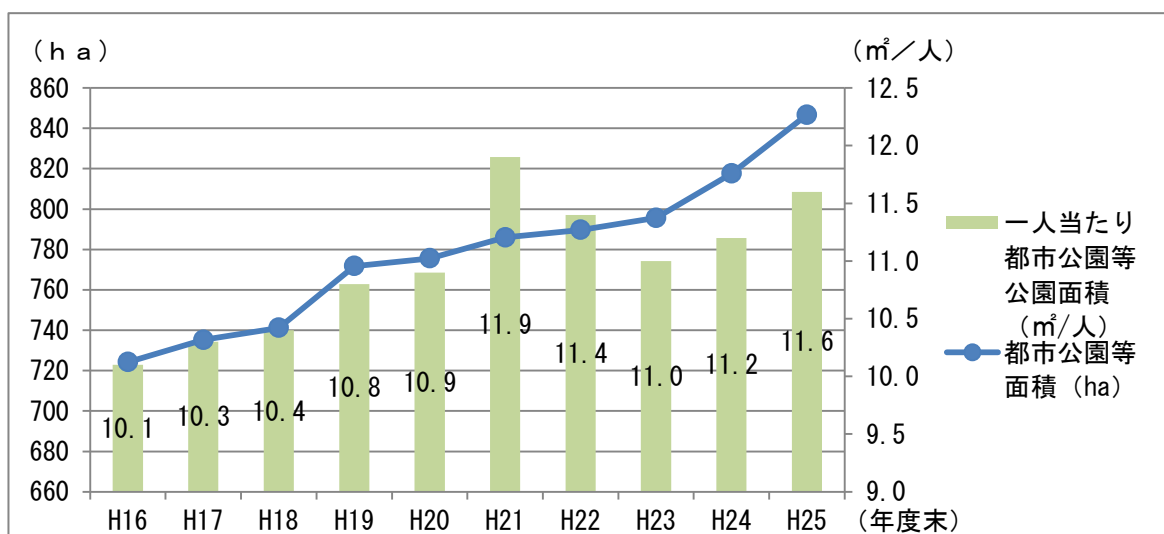
今後も、季節の変化に富んだ、うるおいと親しみのある緑空間づくりのため、道路整備の進捗に合わせて街路樹の整備を行っていきます。

人口集中地区（DID）における佐賀県管理道路の緑化率は、平成 18 年 4 月 1 日現在の 60.5%から平成 27 年 4 月 1 日現在で 67.2%となっています。（まちづくり推進課調べ）



【佐賀城公園の緑地】

図 2-7-2 一人当たり都市公園等面積 資料：まちづくり推進課



(都市計画区域内人口一人当たり)

② くらしに身近な道路の整備

県内には、歩道がない道路や歩道が狭い道路が多く残っており、誰もが安心・快適に移動できるように、今後も歩道の整備や歩行者等の交通安全対策を推進していく必要があります。また、高齢者の方がつまずく、車いすやベビーカーなどがスムーズに利用できないなどの意見に対応するため、歩道段差のスロープ化に取り組んでおり、今後もすべての利用者が安心・安全に通行できるようなユニバーサルデザインを考慮した歩道整備に取り組んでいく必要があります。

また、道路は県民の暮らしに最も身近な社会資本として、日常生活や地域活動を支えています。県内の暮らしに身近な道路は着実に整備を進めていますが、今後も利用者が多く危険な箇所における交通の安全性向上と円滑化、交通渋滞の緩和に取り組んでいく必要があります。

そのため、小学校 1km 圏内の歩道整備や、通学路合同点検に係る要対策箇所の整備に重点的に取り組むとともに、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路など主要な生活関連経路を中心に歩道のユニバーサルデザイン化を進め、使いやすい道路づくりに取り組みます。

(2) 佐賀らしい景観の保全と創造

多様で個性的なまちなみや田園風景など佐賀県らしい美しい景観を保全、創出し、県民が歴史的・文化的遺産や自然景観を大切にする意識及び景観を誇りに思う意識を育み、健やかで快適な生活環境を創造し、交流人口の拡大による地域活性化を実現していくため、『佐賀県美しい景観づくり基本計画』（平成 19 年 3 月策定、平成 21 年 3 月、平成 25 年 3 月改訂）に基づき、景観づくりの推進施策に取り組んでいます。平成 26 年度に実施した事業は次のとおりです。

① 佐賀の美しい景観づくり事業

景観づくりに関する情報発信、情報交換、景観研修等の意識啓発に係る取組を行いました。

- 市町景観行政担当者研修会 (H26. 5. 26 視察先：熊本県小国町)
- 出前講座 (H27. 1. 29 まちづくり講演会)
- 美しい景観づくり交流会開催 (H27. 2. 4、H27. 2. 5 会場：佐賀市内、武雄市内 参加者：まちづくり関係者)

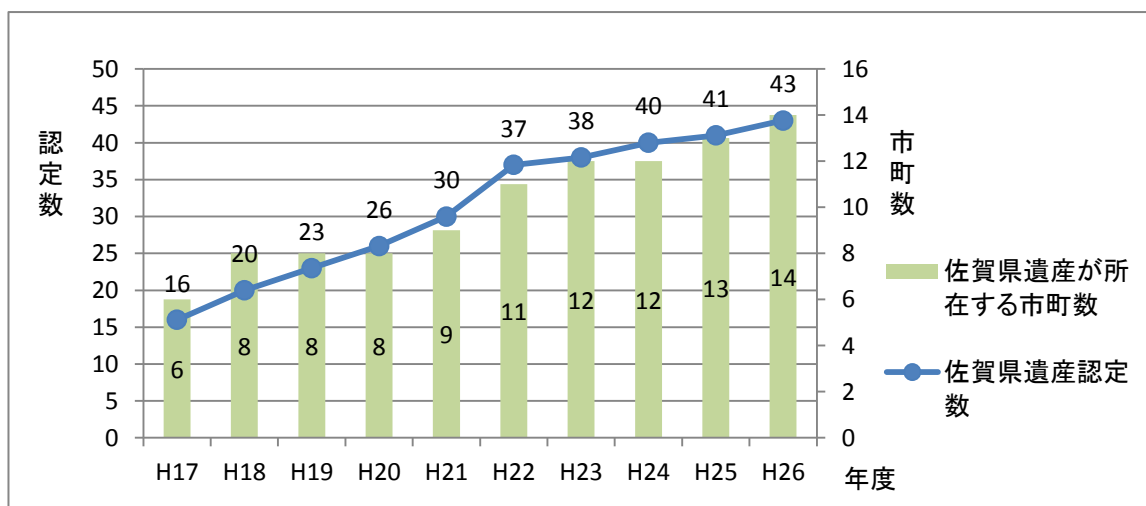
② 22世紀に残す佐賀県遺産制度

地域のシンボルとなっている歴史的建造物や美しい景観を呈する地区を、次世代に継承するため、佐賀県遺産として顕彰し、保存・活用する取組に対し、支援を行いました。

- 新規認定3件、認定取り消し1件 (総計43件/10市4町)
新たに、建造物3件を佐賀県遺産に認定
[建造物] ・関川家住宅 (江北町)
[建造物] ・旅館綿屋 (唐津市)
[建造物] ・町家カフェゼン (旧藤田家住宅質屋店舗兼住宅) (唐津市)
建造物1件の認定を取り消し
[建造物] ・田中酒造合資会社 (佐賀市)
- 佐賀県遺産制度の啓発
「佐賀県遺産パネル展」の開催、「佐賀県遺産ドライブマップ」発行等

図 2-7-3 「22世紀に残す佐賀県遺産」認定状況

資料：まちづくり推進課



③ 佐賀県公共事業景観形成指針

港湾、道路、河川、ダム等の公共施設は県土の骨格となるため、新しく整備される公共施設の整備にあたっては、地域の景観に対する配慮が求められています。

県自らが県土の景観形成に先導的な役割を果たすため、公共事業の実施における景観形成のための基本的な考え方を示した「佐賀県公共事業景観形成指針」（平成21年度策定）について公共事業担当者の理解を深めるために実務研修を開催しました。

- 公共事業担当者を対象とした景観形成の手法を学ぶ景観実務研修の開催（H26. 8. 19～20）

④ 屋外広告物の規制・誘導

屋外広告物は景観の主要な構成要素となっていることから、良好な景観を保全していくために、屋外広告物条例に基づき一定のルールを設けています。

また、市町や関係団体により構成する屋外広告景観向上推進協議会を設置して、関係機関が一体となって景観に対する意識の醸成を図るとともに、佐賀県屋外広告物ガイドラインの普及及び啓発を行い、景観に配慮した広告物への誘導を図っていきます。

(3) 歴史的・文化的遺産の保全と活用

本県は、全国的にも有名な吉野ヶ里遺跡、名護屋城跡などの遺跡のほか、武家屋敷や街道の名残をとどめる町並み、有田町や伊万里市などに分布する窯跡など多くの歴史的・文化的遺産を有しています。

今後とも、歴史や文化を一体的に感じ、地域への愛着や理解が深められるよう、歴史的・文化的遺産や文化的景観の保全と活用に努め、周辺環境等との調和を図りながら、適正に保存、継承していくことが必要です。平成26年度に実施した事業は次のとおりです。

○文化財の保護

http://www.pref.saga.lg.jp/web/kankou/bunkazai/zai_top.html

①歴史的町並み等の建造物保存修理

- 事業名：
 - ・嬉野市塩田津伝統的建造物群保存地区の保存修理
 - ・鹿島市浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区の保存修理・防災施設等事業
 - ・鹿島市浜中町八本木宿伝統的建造物群保存地区の保存修理・防災施設等事業
 - ・福成歯科医院（旧古賀銀行神埼支店）（神埼市）の公開活用事業
 - ・有田異人館（有田町）の建造物保存修理事業

- 効果： 歴史的町並みの保存修理事業によって古い町並み景観が再生され、あわせて防災施設等事業により、散水設備等が設置されました。これにより地区内居住者の文化財保護に対する意識を高めることができたとともに、防災環境、防災意識の向上も図られました。さらに、再生された町並みを見学する観光客も増加しており、地域おこしの重要施策として歴史的町並みの保存活用が認知され、その整備効果があがってきています。

また、有田異人館では、建造物の解体調査による増改築等の来歴の確認と耐震診断により補強計画を策定し、福成歯科医院（旧古賀銀行神埼支店）においても、補強計画の作成を実施しており、歴史的価値の維持とともに建物の安全性の向上を図りながら利活用していくための準備が整いました。

② 史跡・名勝等の文化財の保存と整備

- 事業名： 特別史跡等（名護屋城跡並陣跡、基肄(椽)城跡、吉野ヶ里遺跡、大隈重信旧宅、龍王崎古墳群）の保存整備等事業

- 効果： 特別史跡等の保存整備事業については、長期的計画のもとに保存整備事業を進めています。これらは、整備と平行して一般公開を行っており、全国から多くの人たちが訪れるようになりました。

特に基肄城跡では、築造1350年に当たる平成27年の完成を目指して水門石垣の復原修理を進めています。また、大隈重信旧宅では、建物の利活用に向け、建物の来歴の確認と耐震診断を実施し、補強計画の作成を行いました。さらに、龍王崎古墳群では、前年度に引き続いて石室内の環境影響調査を実施し、その結果を分析した上で適切な環境を維持するための対策を講じることができました。

② 博物館等の充実

- 事業内容： ・名護屋城博物館特別企画展「はるかなる海上の道」の開催
・収蔵品活用コレクション展やテーマ展の開催、正月開館、展示解説、体験学習及び出前講座等の実施
- 効果： 博物館等の来館者サービスの向上を図り、県民の関心を高めることができました。

○博物館・美術館ホームページ

<http://saga-museum.jp/>

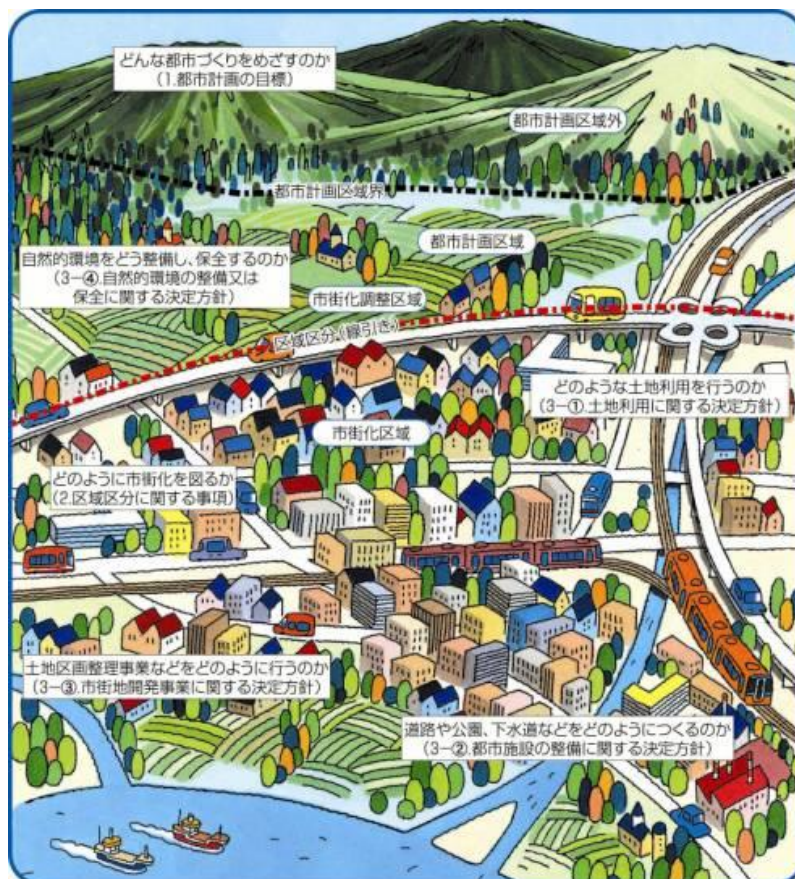
第2節 環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり

1 都市計画区域の指定及び都市計画区域マスタープランの策定

人口減少・超高齢社会を迎えるにあたって、これまでの拡大成長を前提としたまちづくりから、既存の社会資本のストックを有効に活用しつつ都市機能を集約したまちづくりへと転換する必要があります。

また、市町村合併に伴い合併後の市町において一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として都市計画区域を見直す必要が生じています。

このため、県では市町村合併に伴う都市計画区域の見直しと合わせて、広域的かつ長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示す「都市計画区域マスタープラン」の策定を行っています。



○ 都市計画区域の拡大及び都市計画区域マスタープランの策定状況

平成18年度から平成20年度までに関連市町で実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえて、新市町の総合計画や都市計画市町村マスタープランとの調整を図りながら、都市計画区域マスタープランの見直しに着手し、都市計画区域の統合や区域の拡大等の手続きを進めています。

【都市計画区域マスタープラン案の作成状況】

平成21年度：佐賀市、唐津市、小城市

平成22年度：武雄市、みやき町

平成23年度：嬉野市、白石町

平成24年度：神崎市

【都市計画区域再編手続き実施の状況】

平成 22 年度：佐賀市、小城市

平成 23 年度：唐津市、武雄市、みやき町

平成 26 年度：神崎市

平成 28 年度以降：嬉野市、白石町

表 2-7-5 都市計画区域現況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

資料：まちづくり推進課

都市計画 区域名	市町名	行政区域(※1)		都市計画区域		人口集中地区(DID)(※2)		都市計画区域の 当初指定年月日	都市計画区域の 最終指定年月日
		面積(ha)	人口(千人)	面積(ha)	適用区域	面積(ha)	人口(千人)		
佐賀	佐賀市	43,184	237.5	22,085	市の一部	2,703	138,858	昭和3年9月6日	平成22年10月1日
唐津	唐津市	48,754	126.8	19,353	市の一部	937	36,217	昭和7年10月28日	平成24年3月30日
鳥栖基山	鳥栖市	7,172	69.0	7,172	市の全域	826	36,834	昭和10年6月12日	昭和48年11月21日
	基山町	2,215	17.8	2,215	町の全域	99	5,643	昭和44年5月20日	
	小計	9,387	86.8	9,387		925	42,477		
多久	多久市	9,696	21.4	4,277	市の一部			昭和24年3月26日	昭和47年8月11日
伊万里	伊万里市	25,528	57.2	11,198	市の一部	291	12,897	昭和11年8月28日	昭和55年4月1日
武雄	武雄市	19,540	50.7	8,825	市の一部	139	6,018	昭和12年10月1日	平成24年3月30日
鹿島	鹿島市	11,212	30.7	2,420	市の一部	275	9,708	昭和11年8月28日	昭和13年4月25日
小城	小城市	9,581	45.2	9,581	市の全域	154	6,733	昭和25年9月12日	平成22年10月1日
嬉野	嬉野市	12,641	29.0	4,568	市の一部			昭和11年8月28日	昭和47年8月11日
神埼	神崎市	12,513	33.0	3,931	市の一部			昭和29年10月2日	昭和47年8月11日
佐賀東部	吉野ヶ里町	4,399	16.4	2,285	町の一部			昭和18年2月24日	平成15年1月29日
	上峰町	1,280	9.2	1,220	町の一部			昭和53年3月1日	
	小計	5,679	25.6	3,505					
みやき	みやき町	5,192	26.2	4,167	町の一部			昭和61年3月31日	平成24年3月30日
有田	有田町	6,585	20.9	6,585	町の全域			昭和22年12月26日	昭和29年4月1日
白石	白石町	9,956	25.6	2,448	町の一部			昭和31年7月12日	昭和31年7月12日

(※1) 行政区域の人口は平成22年10月1日国勢調査による。

(※2) 人口集中地区(DID)の面積及び人口は平成22年10月1日国勢調査による。

2 広域幹線道路ネットワークの整備促進

小さな都市が各地に分散する分散型県土を形成している佐賀県において、道路は県民の暮らしに最も身近な社会資本として、日常生活や地域活動を支えています。

特に自動車での利用については、平成 27 年 3 月末現在の人口 1,000 人当たり自家用乗用車保有台数は 579.5 台(1 世帯当たりの自家用乗用車保有台数 1.52 台)と、全国平均の 470.1 台(同 1.07 台)を大きく上回っており、県民の生活において自動車は重要な移動手段となっています。

移動において環境負荷が低減されるよう、広域幹線道路ネットワークの整備により渋滞緩和など交通の円滑化を図っていきます。

○ 取組方針

幹線道路の中でも有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組んでいきます。

国道 3 号や国道 34 号などの幹線道路については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進めます。

[主な具体的取組]

- ・ 有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道 498 号の重点的な整備促進
- ・ 国道 3 号、国道 34 号などの整備促進

表 2-7-6 主な広域幹線道路等整備の供用開始指標

資料：道路課

指標年	目標			
	H24 年度（供用済）	H25 年度（供用済）	H26 年度（供用済）	H27 年度
供用開始	〔西九州自動車道〕 ・ 唐津千々賀山田 IC ～北波多 IC 〔有明海沿岸道路〕 ・ 久保田 IC～芦刈 IC	〔佐賀唐津道路〕 ・ 岩屋 IC～相知長部田 IC	〔西九州自動車道〕 ・ 北波多 IC～南波多谷口 IC ・ 山代久原 IC～今福 IC	〔有明海沿岸道路〕 ・ 芦刈 IC～芦刈南 IC

3 身近な交通手段の確保（公共交通機関の利便性向上・地域交通の見直し）

(1) 現況

本県の特徴として、自家用車への依存度が高く、路線バスの廃止・撤退等により公共交通利用の不便な地域が増加傾向にあるため、車の運転ができなくなると直ちに移動困難者となる。

(2) 事業目的

高齢者や障害のある方など誰もが移動しやすい地域となるよう、路線バス・地域鉄道やデマンド交通など利用者の多様なニーズに対応した公共交通機関が確保され、みんなが外に出ていきいきと活動を行うことを事業の目的としている。

(3) 事業概要

地域交通の見直しに取り組む市町をサポートし、成功事例を作ることで、今後の県内の他地域への展開に繋げていく。

(4) 数値の変遷

新たにデマンド交通の導入に取り組む地区数

平成24年度・・・1地区

平成25年度・・・2地区

平成26年度・・・4地区

○デマンド交通（予約型乗合交通）の広報資料「デマンド交通ってどんなもの？」

http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/_1261/kk-koutuu/_18603.html

4 自転車歩行者道の整備

自転車は、通勤・通学・買い物など手軽な交通手段として様々な目的で多くの人々に利用されています。近年では、環境負荷の少ない乗り物として見直され、地球温暖化防止に寄与、また、健康増進の観点からも、そのニーズは増加傾向にあります。

その一方で、全国における自転車の関係する事故件数は、約11万件(H26)と減少傾向にはあるものの、事故全体の約2割を占めているほか、県内においても、自転車が関係



する事故件数が995件(H26)で人身事故全体の1割強を占めており、自転車と歩行者が接触する事故も多く発生しています。

このような自転車を取り巻く環境のなかで、国土交通省及び警察庁から自転車利用環境モデル地区として佐賀駅周辺地区が指定を受け、歩行者と自転車の通行帯を区分することにより歩道上での接触事故を防ぎ、安心、安全、快適な歩行・

走行空間を確保することとし自転車道の整備に取り組んできました。

今後も、歩行者や自転車の道路の利用状況に応じて、自転車道や、自転車も歩行者も通行できる自転車歩行者道の整備を進めていきます。

5 環境負荷低減に向けた住環境対策

県内の住宅数は世帯数を上回るなど量的には充足していますが、住宅の質の面では、省エネ化が図られていない住宅が約83%（平成25年住宅・土地統計調査）存在するなど、未だ不十分な状況にあります。今後は、低炭素社会、循環型社会の実現など社会的な要請にも応え、省エネ化の推進など住宅の質の向上を図るとともに適正な維持・管理により長寿命化を図ることが重要です。

(1) 住宅リフォームの環境づくり

住宅の省エネルギー化を促進するために、必要な情報を的確に届け、関心を高めるとともに、安心して相談でき、工事を依頼することができる建築士や住宅関連事業者の担い手づくりに取り組んでいます。

○住まいの簡単チェックリストの作成・配布

自宅の省エネ性能について、誰でも簡単に診断ができるチェックリストを作成し、配布を行っています。

○新聞広告等での情報発信

省エネリフォーム事例やリフォーム減税制度についての情報を発信しています。

○建築士、事業者を対象とした講習会の開催

平成 26 年度佐賀県住宅省エネルギー講習会を 8 回実施し、合計で 301 名の建築士及び住宅関連事業者が受講しました。

(2) 生活排水処理施設整備

生活排水処理施設整備については、第 2 部第 2 章第 2 節 1(2)②生活排水対策に記載しています。